

# 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和元年6月27日（木）から令和元年7月27日（土）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

## 1. 意見募集の対象

別添「「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令規則の一部を改正する省令（案）」について」

## 2. 意見募集要項

### （1）募集期間

令和元年6月27日（木）から令和元年7月27日（土）17:00まで  
（※郵送の場合は締切日必着）

### （2）意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

（注意事項）

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送又はファックスの場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

### (3) 意見提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8264

電子メールの場合 hairi-sanpai@env.go.jp

### (4) 資料の入手方法

#### ①インターネットによる閲覧

・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

#### ②窓口での配布

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

(東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 23 階)

※事前に入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

#### ③郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、205 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「3.(3)意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### (注意事項)

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について

令和元年6月  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

## 1. 背景・趣旨

外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置等により、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設がひっ迫し、廃プラスチック類の保管量は増加傾向にある。

これまで、環境省においては、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業等を実施しているところであるが、国内の資源循環体制の構築までには一定の時間が必要となることから、増加傾向にある廃プラスチック類について、保管場所の確保や適正な保管が求められるとともに、受入れ先が確保できないことによる不法投棄の発生が懸念される場所である。

これを踏まえ、一定の基準を満たした産業廃棄物処理施設について、廃プラスチック類の保管量の上限を緩和する弾力的な運用を行うことで、廃プラスチック類の適正な保管体制を引き続き確保し、不法投棄の防止を含めた国内の資源循環体制の構築を一層後押しすることとする。

## 2. 改正の内容

産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2各号に掲げる基準に適合すると認められたもの）が、産業廃棄物の廃プラスチック類を処分のために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28（現行制度上は14）を乗じて得られる数量とする。

## 3. 施行期日等

公布の日（公布は令和元年8月下旬を予定）

（環境大臣は、この省令による改正後の規定について、廃プラスチック類の処理の状況等を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。）